

令和 2 年 度

事 業 計 画 書

社 会 福 祉 法 人 報 徳 会

葛 生 ホ ー ム

1, 基本方針について

介護保険法下における介護老人福祉施設として当施設は、「介護は『こころ』」という基本理念のもと、信頼関係を築き利用者本位の生活を守り、安心、安全で快適な毎日を過ごせるよう、どのように支援すべきかを第一義とするものである。また、家庭と同様、居住者としての自立性が保てる様な、施設の運営が図られるようにする。

そのためには、利用者の日常生活に不可欠な食事、入浴、排泄、医療、健康管理等個々の実態に着目し、介護支援専門員を中心に多職種による担当者会議を開催していく。さらに各委員会を活用し、よりきめ細やかなサービスを図る。

また、精神科医の定期診察を図っていくと共に、直接処遇者の研修を行うことで、各職種の専門性をさらに向上させ、役割と責任をもって連携をとりながら対応を目指す。そして、利用者が日常生活を当たり前で過ごしていけるよう身体機能の維持を図り、健康保持増進の為、利用者にあった食事形態や嗜好、季節感を考慮した食事の提供を継続していく。

次に、在宅福祉を原点とし、地域社会や家族との一体感を持って生活できる様に在宅介護サービスを福祉の中核とし、葛生ホームデイサービス、あくとプラザデイサービス、ショートステイ利用者のニーズに応え、地域住民交流等も、充実を図る様にする。そして、認知症高齢者に対しても、認知症対応型のグループホームにより、積極的に対応できる様努力する。

2, 施設の運営について

(1) 入居者に対する支援について

入居者の介護度が重度化されるなかで、医療的ケアを必要とする入居者が増えている傾向にあり、ニーズの把握にあたっては、これを精神面、身体面等から十分な分析を行い、その中からニーズを取り出し解決策を立てて実施していかなければならない。その為には、まずアセスメントを十分に行い、ケアプランを作成する。そして継続して個人のニーズに沿った処遇が出来るよう定期的なケアカンファレンスはもちろん、状態変化に合わせたカンファレンスを随時行い、入居者の状態把握に努めていく。また多くの専門職がチームとなり多方向から支援し、委員会を活用しながら様々な観点から検討、対応していく。

また、ご家族に対しても、入居者の代弁者として意向確認を随時行い、不安や不満のないように支援していくと同時に、ご家族からの支援も継続していただけるよう入居者の様子や行事について報告すると共に参加を呼びかけていく。

そして、入所判定委員会を設置し、介護度が重度化され、家庭では介護が困難な方が優先して入所できるような体制を整え実施していく。

(2) 在宅サービス利用者に対する支援について

介護保険制度の改正により、在宅での生活が重要視されている。居宅生活を継続するために必要なサービスを提供できるよう、デイサービス・ショートステイ事業は重要になっている。ここで重要となることは家庭に近い状況を整えることにより安堵していただけるようなサービスを提供していくことである。

また、個人情報保護法により守秘義務はもちろんのこと、サービス利用中のプライバシーにも十分な配慮を心がけていく。

葛生ホームデイサービス・あくとプラザデイサービスにて機能訓練を実施することで在宅での生活を維持できるよう、身体の機能向上に取り組んでいくと共に、介護予防事業にも積極的に参加し今後も益々の充実を図り、地域に必要とされるサービスを提供する。

(3) 施設の社会化について

最後に地域への積極的参加を勧めていき、地域住民との交流、小・中・高校等との関わりを深めることはもとより幅広い世代への相互関係を強化し、確立した事業の推進を計る様に努力していきたい。

(4) 健康で生きがいのある生活促進について

介護老人福祉施設利用者の抱えている問題は、社会的な環境・心身の衰え・その他細部にわたる多種多様な問題を含み、入所せざるを得ない状況が認められ、入所を余儀なくされている現実的社会問題を踏まえ、入所生活については、安心、安全な生活が営まれる事が必要とされる。当施設では健康で生きがいのある生活を、利用者自らも見出せるように支援していくことを基本姿勢とし、施設外部の諸行事にも積極的に参加し、また、施設内部での行事には、利用者が中心となれる様な施設の運営を図るよう配慮することにより、その福祉の基本理念に基づいて利用者が積極的に参加できる趣味のある、明るく楽しい生活を営めるように努めたい。さらに、職員編成による各委員会（給食・レクレーション・防災・研修・福利厚生・苦情処理・感染対策・身体拘束0委員会・排泄・スキンケア）を設置し、利用者によりよいサービスが提供できる様、委員会を活性化していきたい。また、機能訓練による身体機能の回復訓練・外出支援・その他の諸行事を催し、一人一人の能力に応じた個々の援助を行いながら、より満足できる施設での生活促進に努める。

(5) 健康保持と疾病予防

医師による診療と医学的諸検査を実施し、疾病を早期に発見し、早期治療を推奨する。また、定期的健康診断を実施し、常に疾病の予防に勤める。看護師を365日勤務体制とし、利用者に対し介護士等による観察を常に行い

医師への報告、及び、指導を随時行う様にする。（看護の宅直に加え、18年度より医師・看護師との24時間オンコール体制を整え、夜間の対応も実施している。）また、協力病院との連携を密にしていく。

なお、認知症高齢者に関しては、生活の中での空白をなるべく少なくする様に誘導し、生活への刺激を活発にして、後退した機能の回復や精神科医を中心に直接処遇職員が施設内研修を重ね施設において徘徊性の認知症高齢者が事故を起こさぬ様に努力し、よりよい入所生活が送れる様に努める。また、新たな病気の対応として、医師・看護師が中心となり他職員の徹底した研修を行う。

（6）消防・防災

当施設では、消防法令改正に伴いスプリンクラー・館内より消防署へのホットライン等を設置している。火災を未然に防止する為、火気取締り防災設備・備品等の管理の徹底を期し、年1回佐野市消防署立会いによる避難・消火訓練を行い、また、職員の中で防災対策委員会を設け、委員による年間の計画の下で防災訓練を毎月1回実施することにより、自主安全点検の強化を図り、自主的に動けない利用者を安全に避難させることができるよう、その管理を徹底し利用者自身も参加して防災対策が徹底できるよう努めていく。また、地震災害に対しても、転倒予防・防止措置や飛散防止措置、落下防止措置、出火防止措置を講じ予防策を徹底するようにし、年1回地震に対する避難訓練を実施するよう努めていく。非常用物品も備蓄し、地震発生時には情報収集を迅速にかつ避難誘導や救出、救護を速やかに行うようにする。また、自然災害にもマニュアルを作成し、いかなる場合も全職員が対応できるようにしていく。

最後に、施設内外の研修に積極的に参加し、防火、防災に関する意識を高めていく。

（7）グループホームあゆ（認知症対応型共同生活介護）について

地域密着型として、一般家庭と同様に社会から孤立しないように、社会への働きかけと社会からの働きかけの双方に関わり合いが必要とされるため、地元の社会資源（学校、公民館、商店等）を積極的に取り入れるとともに地域の行事にも参加し、地域住民との交流を深め、施設としてではなく、一家庭として受け入れられるよう努める。また、極端に今までの生活環境を変えることなく、より家庭に近い生活を送る事で、現存能力を活性化させ、日常動作を維持していきながら、安心して日々過ごせるよう支援していく。さらにケアの質を確保するため、毎月1回程度のケアカンファレンスを行い、全職員がケア計画を共有し、利用者がその能力に応じ自立した生活を営めるように努める。

消防・防災に関しては、23年度に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、スプリンクラーを設置し、運営推進会議に消防署員の参加や避難訓練に近隣の方の参加をいただく等、地域の協力が得られるものにしていく。